

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年6月24日（平成27年（行情）諮問第383号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行情）答申第628号）

事件名：「職員の懲戒処分について」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる①ないし⑧の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表1ないし別表3の各3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月13日付け厚生労働省発人0313第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

原処分の取消しを求める。不開示とした部分は、法5条1号及び6号二に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

(1) 本件異議申立人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年1月13日付け（同月14日受付）で、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「大臣任命に係る懲戒処分に係る文書一式 平成26年度」に係る開示請求を行った。なお、この際、請求者からは、開示請求対象行政文書の枚数が多い場合は、連絡してほしい旨の連絡があった。

(2) 処分庁において確認を行った結果、当初の請求では対象行政文書が500枚程度になることが判明したため、請求者に確認を行ったところ、100枚以内にしてほしいということであったことから、請求者の同意の下に、

ア 参考資料でホームページに掲載されているものは不要

イ 部局からの処分協議依頼の決裁は不要

との記載を行政文書開示請求書に追記し、補正を行った。

- (3) 当該補正を踏まえ、処分庁が、平成27年3月13日付け厚生労働省発人0313第1号により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、同月30日付け（同月31日受付）で異議申立てを提起したものである。

## 2 諮問庁の考え方

本件異議申立てに関し、法5条1号及び6号二に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、平成26年度に懲戒処分の対象となった職員について、厚生労働省職員懲戒審査委員会規程（厚生労働省訓第15号）に基づき、処分内容等を決定するために持ち回りで決裁を行った文書であり、本件対象文書を保有する厚生労働省大臣官房人事課において確認したところ、①平成26年5月8日付け決裁文書、②同年6月27日付け決裁文書（その1）、③同日付け決裁文書（その2）、④同年9月19日付け決裁文書（その1）、⑤同日付け決裁文書（その2）、⑥同年12月15日付け決裁文書、⑦同月25日着付け決裁文書（その1）、⑧同日付け決裁文書（その2）の8つの決裁文書が認められたため、これらを本件対象文書として特定した。

### (2) 原処分における不開示部分について

本件対象文書については、事案ごとに若干内容が異なるが、おおむね以下の文書から構成される。

文書1：起案用紙

文書2：懲戒処分書案

文書3：処分説明書案

文書4：訓告書案又は嚴重注意（口頭メモ）案

文書5：処分等概要案

文書6：懲戒処分実施通知

文書7：懲戒処分に係る協議依頼通知

文書8：厚生労働省職員懲戒審査委員会規程（厚生労働省訓第15号）

原処分において、文書1、6、7及び8については、全て開示している。

#### ア 文書2について

文書2は、①被処分者の氏名、②官職、③懲戒処分の内容、④交付年月日及び⑤任命権者の官職・氏名の項目から構成されており、原処分においては、①及び②を不開示とした。

イ 文書3について

文書3は、①処分者、②被処分者（i 所属部課、ii 氏名（ふりがな）、iii 官職、iv 級及び号俸）、③処分の内容及び④処分の理由の項目から構成されており、原処分においては、②（所属部課の部分開示あり）及び④の一部を不開示とした。

ウ 文書4について

文書4は、①対象職員（i 所属部課、ii 官職、iii 氏名）、②訓告又は嚴重注意の理由、③交付年月日及び④措置権者の官職・氏名の項目から構成されており、原処分においては、①（所属部課の部分開示あり）、②の一部及び④の一部を不開示とした。

エ 文書5について

文書5は、懲戒処分等の原因となった事案につき、処分等の可否や量定の程度について決定するため、事案の概要・経緯、関係者からの事情聴取等調査の概要及び調査結果に基づく事実認定、事案に関係した職員の処分等量定及びその理由、再発防止策等について記載されており、原処分においては、その全てを不開示とした。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の該当性について

文書2、3、4及び5には、特定の被処分者及び被矯正措置者（以下、第3において「被処分者等」という。）の非違行為の内容及びこれに対する処分等に関する情報が、当該特定の被処分者等の氏名、所属、官職とともに記載されており、これらの文書は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当する。

なお、特定の非違行為に対する懲戒処分等については、「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参一786 人事院事務総長通知）に基づき、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表しており、本件対象文書についても、上記（1）⑤平成26年9月19日付け決裁文書（その2）の事案を除き、公表している。

しかしながら、被処分者の氏名等については、処分者又は措置権者、被処分者等及び懲戒処分関係事務担当官のみが知り得るものであり、その取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知ることはできず、被処分者等の特定につながるおそ

れのある被処分者等の所属部課の一部，氏名（ふりがな），官職，級及び号俸並びに処分の理由のうち具体的な非違行為の特定につながる情報については公表していない。

さらに，本件不開示部分に記載された情報については，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められず，当該不開示情報の中に被処分者等の職務に関係する部分が含まれているとしても，処分を受けることは，被処分者等の職務遂行の内容に係る情報とは言えない。

したがって，これらの不開示情報は，法5条1号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条6号二の該当性について

文書5は，懲戒処分等の原因となった事案につき，処分の可否や量定の程度を決定するために行った関係者からの事情聴取等調査において，被聴取者が事実関係について任意に供述した内容をありのままに記録し，あるいは当該供述の概要や調査結果に基づく事実認定事項を取りまとめ，さらに事案に関係した職員の処分等量定を決定するに当たり，その判断の理由等についてありのまま記載した文書である。

このような事実確認の記録の性格，作成経緯及び内容にかんがみれば，当該文書を公にした場合，仮に，特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いたとしても，今後，同種の実事確認や処分等量定に係る判断が必要となったときに，率直な供述を得ることができなくなったり，被聴取者が事実を隠すあるいは処分を逃れるための虚偽の供述を行うなどのおそれが生じ，その結果，事実確認に係る事務に支障が生じる可能性がある。

したがって，文書5については，公にすることにより，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，法5条6号二に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (4) 請求者の主張について

請求者は，異議申立ての理由として，異議申立書の中で，「不開示とした部分は，法5条6号二及び1号に該当しない」旨主張しているが，不開示情報該当性については，上記（3）で示したとおりであることから，請求者の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年6月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月8日 審議
- ④ 平成28年11月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる①ないし⑧の文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を構成する別紙の2に掲げる文書1ないし文書8のうち、文書1、文書6、文書7及び文書8については、その全てを開示し、文書2ないし文書5については、その一部を法5条1号及び6号二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 文書2ないし文書5について

当審査会において見分したところ、文書2ないし文書5については、以下のとおりであると認められる。

###### (1) 文書2（懲戒処分書案）

当該文書は、人事院規則12-0（職員の懲戒）5条に基づき、被処分者に対して交付しなければならない文書の案であり、①被処分者の氏名、②官職、③懲戒処分の内容、④交付年月日及び⑤任命権者の官職・氏名を記載する欄が設けられている。

処分庁は、上記のうち、①被処分者の氏名及び②官職について、法5条1号に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

###### (2) 文書3（処分説明書案）

当該文書は、懲戒処分を科せられた国家公務員に対し、処分の内容及び理由等を通知するために、国家公務員法89条1項に基づき、処分の事由を記載して、処分権者から被処分者に対して交付する処分説明書の案であり、その様式は、「処分説明書の様式および記載事項等について」により、人事院において定められているものである。

当該処分説明書には、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「(教示)」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分

者」欄，③被処分者の所属部課，氏名，官職，俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日，処分効力発生日，処分説明書交付日，根拠法令，処分の種類及び程度等並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられている。

処分庁は，「2 被処分者」欄のうち，「所属部課」の一部，「氏名（「ふりがな」を含む。以下同じ。）」，「官職」及び「級及び号俸」並びに「3 処分の内容」欄のうち，「処分の理由」の記載の一部について，法5条1号に該当するとして不開示としており，その余の部分は開示している。

### （3）文書4（訓告書案又は嚴重注意（口頭メモ）案）

当該文書は，厚生労働省職員の訓告等に関する規程に基づき作成する文書の案であって，①被処分者の所属部課，官職及び氏名，②訓告又は嚴重注意の事由，③（交付）年月日，④措置権者の官職及び氏名がそれぞれ記載されている。

処分庁は，被処分者の「所属部課」の一部，「官職」及び「氏名」，訓告又は嚴重注意の事由の記載の一部並びに措置権者の官職及び氏名の一部について，法5条1号に該当するとして不開示としており，その余の部分は開示している。

### （4）文書5（処分等概要案）

当該文書は，厚生労働省職員懲戒審査委員会において「職員の懲戒処分について」の決裁を行うために作成された文書であり，懲戒処分等の原因となった事案につき，処分等の可否や量定の程度について決定するため，事案の概要・経緯，関係者からの事情聴取等調査の概要及び調査結果に基づく事実認定，事案に関係した職員の処分等量定及びその理由，再発防止策等について記載されている。

処分庁は，文書5の全てについて，法5条1号及び6号二に該当するとして不開示としている。

## 3 不開示情報該当性について

### （1）文書2ないし文書4

#### ア 法5条1号本文前段該当性について

当審査会において見分したところ，文書2ないし文書4には，被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分又は措置に関する記載が，当該被処分者の氏名，所属，官職等とともに記載されていることから，当該文書に記載された情報は，被処分者に係る文書ごとに，全体として当該懲戒処分等の対象となった職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

#### イ 法5条1号ただし書該当性について

- (ア) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3）ア）において、厚生労働省における懲戒処分の公表については、人事院事務総長通知の「懲戒処分の公表指針について（通知）」に基づき取り扱うこととされており、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表しているが、本件不開示部分については、別紙の1に掲げる「⑤ 平成26年9月19日付け決裁文書（その2）」の事案を除き、公表している旨、説明する。
- (イ) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書に係る公表資料の提示を受けて内容を確認したところ、別紙の1に掲げる「⑤ 平成26年9月19日付け決裁文書（その2）」に係る懲戒処分については、公表されておらず、その予定があることをうかがわせる事情も存しないことから、当該決裁文書のうち文書2ないし文書4で不開示とした部分は、法5条1号ただし書イに該当しない。
- (ウ) 別紙の1に掲げる①ないし④及び⑥ないし⑧に係る懲戒処分については、公表されており、別紙の1に掲げる①ないし④及び⑥ないし⑧の決裁文書のうち文書2ないし文書4で不開示とした部分のうち、別表1の3欄に掲げる部分は公表資料と同様の記述内容であることから、慣行として公にされている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当することから開示すべきである。また、別表2の3欄に掲げる部分は、公表資料等からおのずと明らかになる情報であることから、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当することから開示すべきである。
- その余の部分については、公表資料に同様の内容が記載されている、又は公表資料からおのずと明らかになる情報であるとは認められない。
- (エ) 次に、上記（ウ）で開示すべきとする部分を除く部分について更に検討すると、まず、被処分者は公務員であるが、本件事案の中には被処分者の職務遂行中にされた非違行為に係るものが含まれているとしても、処分を受けたことに関する情報は、被処分者に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）にいう「職務遂行に係る情報」に該当するとはいえないので、当該部分のうち当該職員の氏名について申合せの適用はないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。また、その余の部分についても同号ただし書イに該当するとは認められない。

また、上記（ウ）で開示すべきとする部分を除く部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、法5条1号ただし書口に該当するとは認められない。

さらに、被処分者は公務員であり、当該部分の中に被処分者の職務に関係する部分が含まれているとしても、処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいええないことから、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

#### ウ 部分開示の可否について

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

（ア）文書2の「被処分者の氏名及び官職」、文書3の「2 被処分者」欄のうち、「氏名」、「官職」及び「級及び号俸」並びに文書4の「被処分者の所属部課、官職及び氏名」の部分については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）であることから、部分開示の余地はない。

（イ）別表3の3欄に掲げる部分には、被処分者を識別することができる記述等は含まれておらず、これらを公にしたとしても、被処分者を特定することが可能であるとはいえないことから、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないと認められるので、部分開示すべきである。

（ウ）上記（ア）及び（イ）を除いたその余の部分は、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないと認められないので、部分開示できない。

#### （2）文書5

##### ア 法5条1号本文前段該当性について

当審査会において見分したところ、文書5には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分又は措置に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属、官職等とともに記載されていることから、当該文書に記載された情報は、被処分者に係る文書ごとに、全体として当該懲戒処分等の対象となった職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

##### イ 法5条1号ただし書該当性について

（ア）諮問庁は、上記（1）アのとおり、別紙の1に掲げる「⑤ 平成26年9月19日付け決裁文書（その2）」の事案を除き、公表し



ている旨，説明する。

(イ) 別紙の1に掲げる「⑤ 平成26年9月19日付け決裁文書(その2)」に係る懲戒処分については，上記(1)イ(イ)のとおり，公表されておらず，その予定があることをうかがわせる事情も存しないことから，当該決裁文書のうち文書5で不開示とした部分は，法5条1号ただし書イに該当しない。

(ウ) 別紙の1に掲げる①ないし④及び⑥ないし⑧に係る懲戒処分については，公表されており，別紙の1に掲げる①ないし④及び⑥ないし⑧の決裁文書のうち文書5で不開示とした部分のうち，別表1の3欄に掲げる部分は公表資料と同様の記述内容であることから，慣行として公にされている情報であると認められ，法5条1号ただし書イに該当する。また，別表2の3欄に掲げる部分は，公表資料等からおのずと明らかになる情報であることから，公にされ，又は公にすることが予定されている情報であると認められ，同号ただし書イに該当する。

その余の部分については，公表資料と同様の内容が記載されている，又は公表資料からおのずと明らかになる情報であるとは認められない。

(エ) 次に，上記(ウ)で法5条1号ただし書イに該当するとされた部分を除く部分について更に検討すると，まず，被処分者は公務員であるが，本件事案の中には被処分者の職務遂行中にされた非違行為に係るものが含まれているとしても，処分を受けたことに関する情報は，被処分者に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず，申合せにいう「職務遂行に係る情報」に該当するとはいえないので，当該部分のうち当該職員の氏名については申合せの適用はないことから，同号ただし書イに該当するとは認められない。また，その余の部分についても同号ただし書イに該当するとは認められない。

また，上記(ウ)で法5条1号ただし書イに該当するとされた部分を除く部分については，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であるとは認められないことから，法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

さらに，被処分者は公務員であり，当該部分の中に被処分者の職務に係る部分が含まれているとしても，処分を受けることは，被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから，法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

ウ 部分開示の可否について

次に，法6条2項の部分開示の可否について検討する。

- (ア) 文書 5 に記載された被処分者の氏名、官職、級及び号俸については、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。
- (イ) 別表 3 の 3 欄に掲げる部分には、被処分者を識別することができる記述等は含まれておらず、これらを公にしたとしても、被処分者を特定することが可能であるとはいえないことから、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないと認められるので、部分開示すべき部分となる。
- (ウ) 上記 (ア) 及び (イ) を除いたその余の部分は、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないと認められないので、部分開示できない。

#### エ 法 5 条 6 号ニ該当性について

- (ア) 諮問庁は、文書 5 について、理由説明書（上記第 3 の 3 (3) イ）において、以下のとおり説明する。

文書 5 は、懲戒処分等の原因となった事案につき、処分の可否や量定の程度を決定するために行った関係者からの事情聴取等調査において、被聴取者が事実関係について任意に供述した内容をありのままに記録し、あるいは当該供述の概要や調査結果に基づく事実認定事項を取りまとめ、さらに事案に関係した職員の処分等量定を決定するに当たり、その判断の理由等についてありのまま記載した文書である。

このような事実確認の記録の性格、作成経緯及び内容に鑑みれば、当該文書を公にした場合、仮に、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いたとしても、今後、同種の事実確認や処分等量定に係る判断が必要となったときに、率直な供述を得ることができなくなったり、被聴取者が事実を隠す、あるいは処分を逃れるための虚偽の供述を行うなどのおそれが生じ、その結果、事実確認に係る事務に支障が生じる可能性がある。

したがって、文書 5 については、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号ニ該当する。

- (イ) そこで、文書 5 のうち、上記イ (ウ) において、法 5 条 1 号ただし書イに該当するとされた部分（別表 1 及び別表 2 の各 3 欄）及び上記ウ (イ) において、部分開示すべきとされた部分（別表 3 の 3 欄）についての同条 6 号ニ該当性について検討する。
  - a 別表 1 の 3 欄に掲げる部分については、上記イ (ウ) のとおり、

本件事案に係る公表資料と同様の記述内容であること、別表2の3欄に掲げる部分については、上記イ（ウ）のとおり、本件事案に係る公表資料等からおのずと明らかになる情報であることから、これらを公にしても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

- b 別表3の3欄に掲げる部分には、関係者からの事情聴取等調査において、被聴取者が事実関係について任意に供述した内容等は記載されていないことから、これを公にしても、今後、同種の事実確認や処分等量定に係る判断が必要となったときに、率直な供述を得ることができなくなったり、被聴取者が事実を隠す、あるいは処分を逃れるための虚偽の供述を行うなどのおそれが生じ、その結果、事実確認に係る事務に支障が生じる可能性があるとは認められず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、別表1ないし別表3の各3欄に掲げる部分は、法5条6号二に該当するとは認められない。

- オ 以上のことから、文書5の不開示部分のうち、別表1ないし別表3の各3欄に掲げる部分については、法5条1号及び6号二のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、同条1号に該当すると認められるので、同条6号二について判断するまでもなく、不開示とすべきである。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号二に該当するとして不開示とした決定については、別表1ないし別表3の各3欄に掲げる部分は同条1号及び6号二のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号に該当すると認められるので、同条6号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

## 別紙

### 1 本件対象文書

- ① 平成26年5月8日付け決裁文書
- ② 平成26年6月27日付け決裁文書（その1）
- ③ 平成26年6月27日付け決裁文書（その2）
- ④ 平成26年9月19日付け決裁文書（その1）
- ⑤ 平成26年9月19日付け決裁文書（その2）
- ⑥ 平成26年12月15日付け決裁文書
- ⑦ 平成26年12月25日付け決裁文書（その1）
- ⑧ 平成26年12月25日付け決裁文書（その2）

### 2 本件対象文書を構成する文書

- 文書1：起案用紙
- 文書2：懲戒処分書案
- 文書3：処分説明書案
- 文書4：訓告書案又は嚴重注意（口頭メモ）案
- 文書5：処分等概要案
- 文書6：懲戒処分実施通知
- 文書7：懲戒処分に係る協議依頼通知
- 文書8：厚生労働省職員懲戒審査委員会規程（厚生労働省訓第15号）

別表1 公表資料と同一の部分（法5条1号ただし書イ該当）

1 対象決裁	2 文書番号，文書名及び頁			3 開示すべき部分
	番号	文書名	頁	
① 平成26年5月8日付け決裁文書	5	処分等概要案	3，4，18ないし22	3頁の2行目ないし24行目，25行目20文字目ないし26文字目，26行目14文字目ないし21文字目，27行目8文字目ないし13文字目，28行目13文字目ないし16文字目，29行目11文字目ないし14文字目 19頁の4行目7文字目及び8文字目，19行目10文字目及び11文字目，26行目23文字目ないし25文字目，27行目16文字目ないし19文字目，29行目ないし34行目 21頁の2行目ないし24行目，25行目20文字目ないし26文字目，26行目14文字目ないし21文字目，27行目8文字目ないし13文字目，28行目13文字目ないし16文字目，29行目11文字目ないし14文字目
② 平成26年6月27日付け決裁文書（その1）	4	訓告書案又は嚴重注意（口頭メモ）案	28	2行目1文字目ないし3文字目，10文字目及び11文字目
	5	処分等概要案	29ないし32	29頁の5行目1文字目ないし3文字目，15文字目ないし17文字目，10行目1文字目ないし3文字目，15文字目ないし17文字目，11行目3文字目及び4文字目，8文字目ないし21文字目，

				<p>2 8 文字目ないし 1 2 行目 1 7 文字目, 1 3 行目 1 2 文字目ないし 2 1 文字目</p> <p>3 0 頁の 3 4 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目</p> <p>3 1 頁の 4 行目 3 5 文字目ないし 5 行目, 7 行目, 3 4 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 1 文字目及び 1 2 文字目, 3 5 行目</p> <p>3 2 頁の 9 行目 4 文字目ないし 8 文字目</p>
③ 平成 26 年 6 月 27 日付け決裁文書 (その 2)	5	処分等概要案	4 0, 4 1	<p>4 0 頁の 5 行目 4 文字目ないし 6 文字目, 1 3 文字目ないし 1 6 文字目, 1 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 9 文字目及び 2 0 文字目, 1 3 行目 2 4 文字目ないし 1 5 行目 1 0 文字目</p> <p>4 1 頁の 8 行目, 2 4 行目 3 文字目ないし 8 文字目</p>
④ 平成 26 年 9 月 19 日付け決裁文書 (その 1)	3	処分説明書案	4 8	「2 被処分者」欄のうち「所属部課」欄 1 文字目ないし 5 文字目
	5	処分等概要案	4 9 ないし 5 1	<p>4 9 頁の 6 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 2 3 文字目及び 2 4 文字目, 1 7 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目, 1 8 行目 2 文字目及び 3 文字目, 1 9 行目 6 文字目及び 7 文字目, 1 0 文字目ないし 2 6 文字目, 3 1 文字目ないし 2 0 行目</p> <p>5 0 頁の 3 6 行目</p> <p>5 1 頁の 2 3 行目 2 文字目ないし 6 文字目</p>

⑥ 平成26年12月15日付け 決裁文書	3	処分説明書案	72	「2 被処分者」欄のうち 「所属部課」欄1文字目ないし10文字目 「3 処分の内容」欄のうち 「処分の理由」欄1行目27文字目ないし36文字目
	5	処分等概要案	74ないし76	74頁の5行目4文字目ないし13文字目, 18文字目及び19文字目, 12行目1文字目ないし14文字目, 22文字目ないし31文字目, 13行目15文字目及び16文字目, 33文字目ないし15行目 75頁の17行目, 30行目1文字目ないし11文字目, 31行目 76頁の1行目3文字目ないし4行目
⑦ 平成26年12月25日付け 決裁文書 (その1)	3	処分説明書案	81	「2 被処分者」欄のうち 「所属部課」欄1文字目ないし3文字目 「3 処分の内容」欄のうち 「処分の理由」欄1行目27文字目ないし29文字目, 2行目9文字目ないし11文字目
	4	訓告書案又は 嚴重注意(口頭メモ)案	82	5行目1文字目ないし3文字目, 22文字目及び23文字目
	5	処分等概要案	83ないし87	83頁の5行目1文字目ないし3文字目, 28文字目ないし30文字目, 9行目1文字目ないし11文字目, 16文字目ないし18文字目, 10行目24文字目ないし26文字目, 11行目10文字目ないし29文字目, 12行目1

				<p>1文字目ないし16文字目， 21文字目ないし26文字 目，13行目27文字目ない し34文字目，14行目15 文字目，20文字目ないし2 4文字目，15行目1文字目 ないし6文字目，24文字目 ないし34文字目，16行目 4文字目ないし21行目</p> <p>85頁の23行目1文字目な いし11文字目，34行目5 文字目ないし17文字目，3 6行目</p> <p>86頁の24行目1文字目な いし3文字目，22文字目及 び23文字目，26行目，3 7行目3文字目ないし7文字 目</p>
⑧ 平成2 6年12月 25日付け 決裁文書 (その2)	5	処分等概要案	95な いし9 7	96頁の30行目

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが，対象文書の1枚目ないし98枚目に1頁ないし98頁と付番したものを「頁」として記載している(別表2及び別表3においても同様。)



別表2 公表資料等から自ずと明らかになる情報（法5条1号ただし書イ該当）

1 対象決裁	2 文書番号，文書名及び頁			3 開示すべき部分
	番号	文書名	頁	
① 平成26年5月8日付け決裁文書	3	処分説明書案	9ないし16	10頁の3行目27文字目ないし32文字目，39文字目ないし45文字目 12頁の3行目32文字目ないし42文字目，4行目4文字目ないし8文字目 14頁の3行目36文字目ないし4行目8文字目 16頁の3行目35文字目ないし45文字目
	4	訓告書案又は 嚴重注意（口頭メモ）案	17	2行目1文字目ないし9文字目 21行目1文字目ないし6文字目，9文字目ないし12文字目
	5	処分等概要案	3，4，18ないし22	3頁の25行目2文字目ないし19文字目，26行目2文字目ないし13文字目，27行目2文字目ないし7文字目，28行目2文字目ないし12文字目，29行目2文字目ないし10文字目 18頁の2行目 19頁の4行目1文字目ないし6文字目，19行目1文字目ないし9文字目，26行目5文字目ないし22文字目，27行目14文字目及び15文字目 21頁の25行目2文字目ないし19文字目，26行目2文字目ないし13文字目，27行目2文字目ないし7文字目

				目， 28行目2文字目ないし 12文字目， 29行目2文字 目ないし10文字目
② 平成26年6月27日付け決裁文書（その1）	5	処分等概要案	29ないし32	29頁の1行目
③ 平成26年6月27日付け決裁文書（その2）	5	処分等概要案	40， 41	40頁の1行目
④ 平成26年9月19日付け決裁文書（その1）	5	処分等概要案	49ないし51	49頁の2行目
⑥ 平成26年12月15日付け決裁文書	5	処分等概要案	74ないし76	74頁の1行目
⑦ 平成26年12月25日付け決裁文書（その1）	5	処分等概要案	83ないし87	83頁の1行目1文字目ないし6文字目， 12文字目ないし20文字目
⑧ 平成26年12月25日付け決裁文書（その2）	5	処分等概要案	95ないし97	95頁の1行目

別表3 法6条2項に基づく部分開示

1 対象決裁	2 文書番号，文書名及び頁			3 開示すべき部分
	番号	文書名	頁	
① 平成26年5月8日付け決裁文書	5	処分等概要案	3，4，18ないし22	18頁の3行目 19頁の1行目，25行目 20頁の3行目1文字目，35行目，37行目
② 平成26年6月27日付け決裁文書（その1）	5	処分等概要案	29ないし32	29頁の2行目，9行目，14行目 30頁の12行目，33行目 31頁の6行目，8行目，32行目 32頁の5行目1文字目，9行目1文字目及び2文字目，10行目ないし12行目
③ 平成26年6月27日付け決裁文書（その2）	5	処分等概要案	40，41	40頁の2行目，11行目，17行目 41頁の7行目，9行目，21行目1文字目，24行目1文字目，25行目
④ 平成26年9月19日付け決裁文書（その1）	5	処分等概要案	49ないし51	49頁の3行目，16行目，21行目 50頁の29行目1文字目，35行目 51頁の2行目，14行目1文字目，23行目1文字目，24行目ないし28行目
⑥ 平成26年12月15日付け決裁文書	5	処分等概要案	74ないし76	74頁の2行目，11行目，16行目 75頁の3行目1文字目，16行目，18行目，28行目 76頁の1行目1文字目

<p>⑦ 平成26年12月25日付け 決裁文書 (その1)</p>	<p>5</p>	<p>処分等概要案</p>	<p>83ないし87</p>	<p>83頁の2行目, 8行目, 22行目 84頁の22行目1文字目 85頁の22行目, 35行目 86頁の1行目, 22行目, 32行目1文字目, 37行目1文字目及び2文字目 87頁の1行目ないし6行目, 7行目1文字目ないし8文字目, 14文字目ないし8行目3文字目, 9文字目ないし10行目3文字目, 9文字目ないし13行目</p>
<p>⑧ 平成26年12月25日付け 決裁文書 (その2)</p>	<p>5</p>	<p>処分等概要案</p>	<p>95ないし97</p>	<p>95頁の2行目, 12行目, 23行目, 96頁の9行目1文字目, 29行目, 31行目 97頁の15行目ないし17行目</p>